

# 随意契約理由

令和4年(2022年)10月4日

契約担当課名	市民協働部くらし支援課
契約名称	生活困窮者自立相談支援事業関連講座「転職カフェ」業務
契約内容	生活困窮者自立相談支援事業関連講座「転職カフェ」業務一式
契約締結日	令和4年10月4日
及び契約期間	令和4年10月4日から令和5年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	情報の輪サービス株式会社
契約金額	769,450円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本事業は、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業であり、生活自立支援・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者等を対象に実施する事業である。</p> <p>事業受託者には、就労困難者の支援に対する基本的な考え方、具体的な支援方法や体制、ノウハウ等が必要となるが、これらは事業者の実績、専門性、体制、活動内容、創造力等により顕著な差異が認められ、価格のみによる競争入札には適さない。</p> <p>そのため、受託者選定においては、受託者の企画力、創造性、実績等を適切に審査して決定する公募型プロポーザルを実施し、優先交渉権者となった情報の輪サービス株式会社と随意契約を行うものである。</p>